

※就職を希望する求職障がい者の方に、障がいの特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促し、就職を促進することを目的として、「障がい者委託訓練」を実施しております。



「事業主委託訓練（事業主の皆さまへ）」

障がい者の雇用を御検討されている事業主の方へ、雇用の前に訓練事業を実施していただける事業所を募集しています。

～貴事業所で職業訓練を実施してみませんか～

FUKUSHIMA



FUKUSHIMA

障がい者のための事業主委託訓練とは

- ◆障がい者の方が、事業所内において一定期間の実践的訓練を行い、**就労に必要な知識や技能を身につけ、就職を目指す訓練**です。
- ◆訓練生を受け入れた事業主には、**訓練生1人当たり月額60,000円(外税)を上限として(事業主が中小企業業者の場合90,000円(外税))の委託料が支払われます。**
- ◆訓練生の受け入れは**1名から可能**です。
- ◆訓練期間は標準3か月間(1か月からの訓練可)で、**1か月当たり100時間です。(最低60時間。ただし、年度内に訓練が終了すること。)**
※訓練生の障がい特性に応じ、短時間から訓練を始めることもあります。
- ◆訓練中、訓練生に対し**賃金の支払いは必要ありません。**
- ◆訓練中の**労災保険**については**福島県が加入**します。
- ◆**県立テクノアカデミー郡山と委託契約**を行います。

福島県立テクノアカデミー郡山 教務課 経営企画担当(障がい者委託訓練担当)
〒963-8816 福島県郡山市上野山5番地 TEL024-944-1663

それぞれの事業所に応じた多様な訓練カリキュラムを設定できます。
 県立テクノアカデミー等の専門スタッフがお手伝いします。

◆ 実施例

事務補助業務	パソコンを使って入力、電算、帳簿管理など
商品管理業務	店舗での商品陳列、フロアの清掃など
介護補助業務	介護施設での清掃など

◆ 対象者

対象者	◎身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の方で、 ハローワークに求職申込みをし、受講あっせんを受けた方 (就労準備段階にある障がい者の方)
-----	---

訓練実施の流れ(訓練受託事業所向け)

①訓練受託の申し込み

- ・最寄りのテクノアカデミー等へお問い合わせください

②訓練カリキュラム作成

- ・事業所で就労が見込まれる業務の検討
- ・習得する就労職務とその達成目標の設定
- ・段階的な職務習得スケジュールの立案

☆テクノアカデミー等の
スタッフが支援します！！



③ハローワークで訓練生募集

- ・ハローワークにて訓練を希望する障がい者を募集します



④三者面接=事業主・訓練希望者・テクノアカデミー

- ・訓練希望者との面接により訓練生を決定します

⑤訓練実施(標準3か月)

- ・職業スキル習得目標を達成し訓練生に合わせた訓練指導に努めてください
- ・訓練期間中は、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準じた取扱いをしてください
- ・訓練に関係ない作業への従事はできません

テクノアカデミー
と委託契約締結

⑥職業訓練評価

- ・訓練生の習得度合いを評価
- ・就労可能と判断されれば就職へ

◆福島県・問い合わせ先◆

(障がい者委託訓練担当まで)

☆テクノアカデミー郡山

〒963-8816 福島県郡山市上野山5番地

TEL 024-944-1663

FAX 024-943-7985

